

諫早労働基準監督署発表
令和7年6月11日（水）

【照会先】
諫早労働基準監督署
署長 佐々木 博史
○監督課長 永田 利一
（電話） 0957-26-3310

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～機械開口部への転落防止措置を講じていなかった疑い～

諫早労働基準監督署（署長 佐々木 博史）は、本日、株式会社真人ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年9月16日、長崎県諫早市飯盛町の株式会社真人敷地内において、転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのある石膏ボード粉碎機の開口部に、蓋、囲い、柵等を設けず、廃石膏ボードを投入する作業を行わせた疑い。

1 被疑者

（1）株式会社真人（まさと）

所在地：長崎県諫早市飯盛町

事業内容：建設業及び廃棄物処理業

（2）工場長A

2 違反条文

被疑者株式会社真人、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第142条第1項（転落等の危険の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年9月16日、諫早市飯盛町の会社敷地内の石膏ボード破碎施設において、被疑者株式会社真人の工場長Aの指示の下、自社の作業員Bに、施設内に設置された石膏ボード粉碎機に廃石膏ボードを投入する作業を行わせていたところ、作業員Bが石膏ボード粉碎機の開口部に転落し、機械のローラーに巻き込まれ、左足指

の全指を欠損するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、粉砕機等の開口部に転落することにより、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、蓋、囲い、柵等の転落を防止するための設備を設けることが規定されていますが、本件災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 参考事項

粉砕機を含む一般動力機械に巻き込まれることによる休業4日以上の労働災害は、長崎県内において、令和元年以降毎年25件以上発生しており、特に令和4年には47件発生するなど高止まりの状況となっています。

機械災害の防止に当たっては、安全カバーや囲い等により機械の可動範囲に身体の一部が入らないようにする、不具合の確認や清掃時には機械の運転を停止し、かつ、他の労働者が誤って起動しないようにするなどの安全対策が必要です。

諫早労働基準監督署では、今後も機械作業による危険とその安全対策を広く周知し、災害の防止に向けた重点的な指導を行うとともに、法令違反により重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分を含め、厳正に対処していく方針です。

(参考)

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備（以下、「機械等」という。）による危険
- 2 （以下略）

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者
（第二号から第四号 略）

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(墜落防止設備の措置等)

第 142 条 事業者は、粉碎機又は混合機（第 135 条の 5 第 1 項の機械を除く。）の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが 90 センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。

(第 2 項 略)